

～タブレット端末の取扱い等についての「よくある質問」～

安八町・東安中学校組合教育委員会

1人1台タブレット端末の使用について、保護者の皆様のご質問にお答えします。

破損や盗難等について

Q1 子どもがタブレット端末を壊したときに修理代が不安です。保険等はどうなっていますか。

- A ○貸与するタブレット端末は、教育委員会として保証サービスに加入しています。タブレット端末の故障や破損（画面が割れた、液体接触した等）について、無料を含め、契約の範囲で対応されます。
- 保証の対象となるのは、次のような例です。
- ・使用しているうちに、タブレットの画面が反応しなくなった。
 - ・授業中に誤って机から落下して画面が破損した。
 - ・屋外での活動中に誤って池に水没した。
- ※付属品のタッチペンの破損については、保証の対象外となっています。
- 原則として、保証サービスで対応できますが、不適切な取扱い等により生じた損傷や、過度または壊滅的な損傷等には、保険会社の判断により、適用されない場合があります。

Q2 子どもがタブレット端末を壊したときは、どうすればいいですか。

- A ○速やかに学校へ連絡してください。教育委員会から、保証サービスへ連絡し、対応します。
- 保証サービスを通さずに、別の店舗等で修理を行うことは絶対に止めてください。
- 前述したように、タッチペンの破損、紛失については、保証の対象外となるため、学校に報告の上、ご家庭で購入していただくことになります。
(千円前後で購入できます。)

Q3 タブレット端末を無くしたり、盗られたりしたときはどうなりますか。

- A ○速やかに学校へ連絡していただくとともに、警察へも届出を行ってください。教育委員会で対応を検討します。
- 不適切な管理において、盗難や紛失があった場合は、その費用について安八町から請求がある場合があります。

Q4 破損を防ぐため、各自でタブレットに保護フィルムをはってもよいですか。

- A ○問題ありません。ただし、タブレットを返却する際、保護フィルムをはがして返却ください。